# 広報

がんばろう南相馬

お知らせ版

は異動のシーズン

編集·発行 南相馬市総務部秘書課 四徑5221 FW237425

持ちください

のため、 混 雑

けください とが予想されますので、 "ゆとり" 待ち時間も長くなるこ をもってお出 時間

戸籍の届出は、

各区役所で

す。3月・4月は、この昼休みの 休みも窓口業務を行っていま 間帯が特に混雑します。 市役所や各区役所で そ

ま



持参してください。 金手帳など必要なものは必ず るために、 すすめします。 民福祉課の窓口 また、手続を一 印鑑や保険証 度で済 0) 届出

いませ

月上旬は、 住民異動

証の交付が翌日以降にな続後の各種証明書や保険

る場合があります。

めの「身分証明書」 所や区役所で手続が必要です。 3月・4月は、 また、住民異動の届出や交付申請には、 転入・転出・転居などで住所を変更する場合は、市 進学や就職、 が必要になりますので、忘れずにおい届出や交付申請には、本人確認のた 市民生活部市民課6四5235 鹿島区市民福祉課☎⑯2113 小高区市民福祉課金46711 も受け付けています 転勤などの異動シーズン ので、 お市

です。

# 国民健康保険に加入する 70歳から74歳の方へ

### 問合せ 市民課金245233

本来2割負担となっている医療費の窓口 負担は、特例措置で「1割」負担に据え置 かれていました。

平成26年度からこの特例措置が見直され ます。高齢の方の生活に大きな影響が生じ ることのないよう、平成26年4月2日以降 に70歳の誕生日を迎える方から段階的に「2 割」負担に引き上げられます。

## ●昭和19年4月1日以前に生まれた方 (平成26年4月1日までに70歳になる方)

平成26年4月以降も窓口負担は「1割負 担のまま」です。ただし、一定の所得があ る方は、これまでどおり3割負担です。

# 対象になる方には 新しい受給者証を郵送します

昭和19年4月1日以前に生まれた方で、現在お使い の高齢受給者証の負担割合に「2割(平成26年3月31 日までは1割)」と表記されている方には、「2割(特例 措置により1割)」と表記された新しい高齢受給者証を 3月下旬に郵送します。

4月からは郵送された新しい受給者証をお使いく ださい。また、3割負担の方は、現在お使いの受給者 証をそのままお使いください。

### ●昭和19年4月2日以降に生まれた方 (平成26年4月2日以降に70歳になる方)

70歳の誕生月の翌月(各月1日が誕生日の方はそ の月)の診療から、窓口負担が「2割」になります。 ただし、一定の所得がある方は、これまでどおり3 割負担です。